

岩手県告示第355号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和6年岩手県告示第284号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和7年5月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、岩手郡雫石町、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町及び気仙郡住田町
- 2 実施した期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 実施した基本測量の種類 空中写真撮影